

専門実践教育訓練給付金のご案内

大学院大学至善館の「イノベーション経営学院イノベーション経営専攻経営修士[専門職]プログラム」は、厚生労働大臣より、教育訓練給付金の専門実践教育訓練として指定を受けています。一定の条件を満たせば、修了に係る2年間で最大112万円の給付が受けられます。

専門実践教育訓練での「教育訓練給付金」制度とは

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)、または一般被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額(上限あり)をハローワークから支給する制度です。(ハローワーク HP より)

専門実践教育訓練給付金の受給をご希望される場合は、ご自身でのお手続きも必要です。制度を理解しスムーズに受給いただけるよう、以下のWEBサイトを必ずご確認ください。

[\[ハローワーク\]専門実践教育訓練の給付金のご案内\(リーフレット\)](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/senmonjissenkyouikukunrennokyuuuhunogoannai.pdf)

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/senmonjissenkyouikukunrennokyuuuhunogoannai.pdf>

[\[厚生労働省\]教育訓練給付制度\(一般教育訓練給付・専門実践教育訓練給付\)について](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

[\[厚生労働省\]専門実践教育訓練給付金に関するよくあるご質問](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077164.html)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077164.html>

[\[東京労働局\]令和元年10月1日から教育訓練給付金制度が変わります](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000508294.pdf)

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000508294.pdf>

支給される金額

	専門実践教育訓練	
	受講中	修了後 ※修了時に雇用保険の被保険者である場合
支給額 ※受講者が支払った学費に対する割合	50%	自己負担額総額の20%追加支給
支給額の上限	40万円 / 年	32万円
支給期間	原則2年	

対象となる方

「専門実践教育訓練給付金」は、大学院大学至善館に入学し、大学が定める修士課程を2年間で修了する学生が対象です。また、支給を受けるためには、一定の雇用保険の被保険者期間を有しているとともに、半年ごとに、本学が規定する【受講認定基準】を満たしていることが必要です。

支給に必要な雇用保険の被保険者期間・支給要件

初めて支給する場合

プログラム受講開始日(至善館への入学日)時点で、**雇用保険の被保険者期間を2年以上**有していることが条件です。ただし、1年以上離職等した場合は、被保険者期間はリセットされ、次に就業を開始した時点から算定が始まります。

過去に支給したことがある場合

専門実践教育訓練給付制度を2回目以降に支給される場合は、1回目ご利用後、受講開始日(本科への入学日)時点で、**3年以上の雇用保険被保険者期間**が必要です。2回目以降の支給の場合は、10年間の給付総額は前回の支給額とあわせて168万円が上限です。

※支給資格の有無はハローワークにて確認・判断されますので、ご自身の支給資格の有無については直接ハローワークへお問い合わせください。

本学が規定する受講認定基準を満たす必要があります。

各学期修了の支給申請時に、それまでに開講された原則全てのコア科目及び卒業要件に必要とされるノンコア科目を受講し、シラバスに定める評価対象条件を満たして、単位取得すること。なお、課程修了に必要な単位を修得した時点で、以降の期間は履修をしていなくても受講認定基準を満たしているとみなします。但し、4回目の支給時には課程の修了要件をすべて満たす必要があります。

「専門実践教育訓練給付金」給付までの手続き

○受講前: ハローワークでの受講前申請

【事前準備】「訓練前キャリアコンサルティング」を受け、【ジョブ・カード】を作成する専門実践教育訓練給付金の支給を希望される方は、訓練対応キャリアコンサルタントによる「ジョブ・カード」の作成支援を受け、訓練前キャリアコンサルティングを受けたうえで、支給資格の決定を受ける必要があります。

「訓練前キャリアコンサルティング」については、まずはご自宅住所を管轄するハローワークにお問合せください。

電話での予約が必要になるなど、時間がかかることから混雑が予想されますので、お早めにお手続きください。

【本申請】ハローワークでの受講前申請／提出書類

ハローワークへの受講前申請締切日：2021年7月20日(金) ※2021年8月20日入学予定者

・教育訓練給付に関する窓口の受付は、平日(月～金)のみです。

詳しいご利用時間等については、ご自身の住所を管轄するハローワークに直接お問合せください。

・受講前申請締切日までに合否結果がわからない可能性がある方は合否発表を待たずに、先行して手続きを進めてください。

以下の書類を揃え、ご自身の住所を管轄するハローワークに、直接申請ください。

(1) 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票 ※捺印が必要
なため印鑑をご持参ください。

用紙はハローワークで配布しています。(ご自身で記入)

用紙の「7」、「8」の欄には以下をご記入ください

7. 指定番号：【48259-211001-9】

教育訓練施設の名称：【大学院大学至善館】

教育訓練講座名：【イノベーション経営学院イノベーション経営専攻
経営修士[専門職]プログラム】

8. 受講開始予定年月日：【2021年8月20日】

受講修了予定年月日：【2023年8月19日】

(2) ジョブ・カード

ハローワークで「訓練前キャリアコンサルティング」を受ける際に作成いただく書類です。

(3)-① 本人・住所確認書類として「運転免許証」または「住民基本台帳カード」(写真付き)

下記のいずれもお持ちでない方は、次の①～③のうち、異なる2種類をお持ちください。(コピー不可)

- ・ 住民票記載事項証明書(または住民票の写し・印鑑証明書)
- ・ 国民健康保険証
- ・ 官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書(本人の写真付き)
※住所が手書きになっている書類だけでは手続きいただけません。

(3)-② 個人番号(マイナンバー)確認書類

以下のいずれかをお持ちください。(コピー不可)

- ・ マイナンバーカード

- 通知カード
- マイナンバーの記載のある住民票の写し

(4) 雇用保険被保険者証(雇用保険受給資格者証でも可・コピーでも可)
 手元にお持ちでない場合は、勤務先にご確認ください。

(5) 教育訓練給付適用対象期間延長通知書(該当者のみ)
 適用対象期間の延長をしていた場合に必要です。

(6) 写真 2 枚
 最近の写真、正面上半身、縦 3.0cm×横 2.5cm

(7) 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード
 申請者ご本人名義の通帳またはキャッシュカードをご提示いただくことで、
 (1)の受給資格確認票で必要な『払渡希望金融機関による確認印』を省略
 できます。なお、一部指定できない金融機関があります。

なお、専門実践教育訓練給付金の制度等の詳細につきましては、最寄りのハロー
 ワークへ必ずご確認ください。

○受講前: 本学への入学前申請

本学への入学前申請締切日 : 2021 年 8 月 19 日(木)

ハローワークで交付された「受給資格者証」をスキャンの上、sa@shizenkan.ac.jp ま
 までご提出ください。

○【支給申請】受講中(約 6 ヶ月ごと)

受講開始日(本科入学)から 6 ヶ月ごとの期間(支給単位期間)の末日の翌日から
 起算し、1 ヶ月以内にハローワークへ支給申請を行う必要があります。この申請に
 より、半年ごとに自己負担分の 50%が支給されます。(年間上限 40 万円)

【提出書類】

- 教育訓練給付金の受給資格者証 …受講前申請時にハローワークから
 交付
- 教育訓練給付金支給申請書 …事務局から配布(ご自身で記入)
- 受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書 …基準を満たした方に
 事務局から発行
- 領収書 …事務局から発行

○【支給申請】修了後(1 ヶ月以内)

追加支給分の支給申請期間は、修了日の翌日から起算して 1 ヶ月以内となりま
 す。受講中と同様に必要書類を持参しハローワークへ申請してください。

「追加給付」を受けることができるのは、受講した講座が目標としている資格(本学

の場合は経営修士(専門職)を取得し、かつ修了した日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用されている場合です(一般被保険者として雇用されている方は、専門実践教育訓練を修了し、かつ、資格取得等した日の翌日から1ヶ月以内の申請が必要です)。

ご注意

- 提出書類は、個別事情により異なることがあります。また、代理人による書類提出の際には委任状が必要になります。厚生労働省、ハローワークのHPで詳細をご確認ください。
- 受給申請の提出漏れや書類不備による受給資格の失効に関しては本学での責任は負いかねますのでご了承ください。

FAQ

—奨学金・教育ローンとの組み合わせはできますか？

原則、奨学金適用後の金額に対して給付金が支払われる形となります。また一定額の還付が予定されている奨学金を利用している場合も、この還付予定額を差し引いて申告する必要があります。なお、一般の金融機関などの教育ローンを受けながら受給することは可能です。

—会社から学費の一部負担がある場合や、法人派遣受講でも利用できますか？

自己負担額が支給の対象になります。当制度の利用は個人でのお申込みに限るため、会社から学費の一部負担がある場合は、ご自身が支払った金額に対して適用されます。

全額会社負担になる場合や、法人名義、法人の住所でのお申込みには利用できませんのでご注意ください。